

「元気な八戸づくり」市民奨励金 初動期支援コース 若者支援コース まちづくり支援コース 令和6年度のご案内（募集要項）

市民の皆さんのまちづくり活動を支援します！

「まちづくり」みんなの手で！

事前申込
必要です

奨励金制度説明会を開催します！



- 日時 ①令和5年12月17日(日)14時～
②令和5年12月21日(木)
15時～、18時～（各1時間程度）
- 場所 ①市庁別館2階会議室BC
②市庁本館4階会議室A
- 定員 各回20名程度 ※先着順
- 申込締切 令和5年12月14日(木)まで

説明会の詳細はコチラ>



募集期間 令和5年12月25日(月)～令和6年2月9日(金)

対象団体 市民活動団体、地域コミュニティ活動団体

対象事業 不特定多数のものの利益の増進を目的として、
令和6年度中に行われる、地域課題の解決につながる
まちづくり活動に関する事業

奨励金額 初動期支援コース・若者支援コース 10万円以内(補助率100%)
まちづくり支援コース 50万円以内(過去の交付回数に応じた補助率)

もくじ



◆ 「元気な八戸づくり」市民奨励金制度について

1 目的	1 ページ
2 対象団体	1 ページ
3 対象事業および奨励金額	2 ページ
4 対象となる経費	3 ページ
5 応募から奨励金の交付までの流れ	5 ページ

◆ 資料集

・ 応募書類 様式・記入のポイント	11 ページ
・ 市民奨励金制度 Q&A	18 ページ
・ 過去5年分の奨励金交付事業 (H29,30、R3~5)	25 ページ
・ 実施要領	30 ページ

「元気な八戸づくり」市民奨励金制度について

1 目的

市では、市民が主役のまちづくりを目指し、住民自治の推進を図っています。
本制度は市民活動や地域活動の活性化を図ることを目的に、公共の担い手となり得る

{
・市民活動団体
・地域コミュニティ活動団体 } の自主的に取り組む公益性のあるまちづくり活動を支援しています。

2 対象団体

市民活動団体（ボランティア団体、特定非営利活動法人等）や、地域コミュニティ活動団体（町内会、子ども会、PTA等）で、次の要件をすべて満たす団体が対象となります。

- ① 団体の構成員が5人以上であること
- ② 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③ 主たる活動地域が八戸市内であること
- ④ 法人の場合、直近3か年分の法人の法人市民税・固定資産税・軽自動車税を滞納していないこと
- ⑤ 公共の利益に反する行為を行わない団体であること

※対象団体とする組織の区分については、「市民奨励金制度Q&A」のQ1（18ページ）を参考にしてください。



Q 市民活動（NPO）や地域活動が活発になると、
どうなるの？

A 人々の生活様式や価値観が多様化する中、まちづくりのすべてを行政が担うことは難しい時代になっています。そのため、自らの手でまちづくりを行い、自分たちのまちは自分たちでつくるという住民自治の意識が重要となっています。

市民活動（NPO）や地域コミュニティ活動は、市民の自主的・自発的な活動であり、その多くが公益的な活動です。このような活動が活発化し、多くの市民が参画することが自らの手で行うまちづくりに直結し、住民自治の充実につながるものと考えられます。

3 対象事業及び奨励金額

応募の対象となる事業は、不特定多数のもの利益の増進を目的として、**令和6年度中に自主的に行われる、地域課題の解決につながるまちづくり活動**で、次の3コース（①初動期支援コース・②若者支援コース・③まちづくり支援コース）のいずれかに該当するものとなります。

※次のうち、1つでも該当する事業は、対象となりません。

- ・ 営利のみを目的とする事業や、政治活動または宗教活動。
- ・ 特定の市民への利益増進になってしまうと考えられる事業。
- ・ 公益性がなく、専ら会員の親睦や趣味的な活動を目的とする事業。

	① 初動期支援コース	② 若者支援コース	③ まちづくり支援コース
対象事業	団体を設立してから5年以内の団体が行う <u>継続的な事業</u>	以下の条件を満たす団体が行う <u>継続的な事業</u> ・ 代表者が40歳以下 ・ 40歳以下の者が構成員の8割以上を占める団体	市民活動や地域活動の活性化に資する事業で、以下の <u>いずれか</u> に該当するもの ・ <u>新たに取り組むもの</u> ・ <u>従来取り組んでいた活動を拡充して実施するもの</u>
交付条件	それぞれのコースにおいて、 <u>1団体</u> につき、 <u>2回まで</u> 助成可能		<u>1事業</u> につき、 <u>1回限り</u> 助成可能 ※複数年計画事業の場合は、3年間継続して提案可能です。
各コースを通じて複数の企画提案はできません。			
奨励金額	1団体につき、 10万円 以内 (対象経費の100%)		1団体につき、 50万円 以内 (過去に企画提案団体へ交付したまちづくり支援コースの奨励金の実績回数に応じた補助率 0回 : 対象経費の80% 1回 : 対象経費の70% 2回以上 : 対象経費の60%) ※複数年計画事業の場合も、その総額で50万円を限度とします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000円未満の端数は切り捨てとなります。 ・ 各コースの奨励金は、全体予算の範囲内で、提案状況や審査状況に基づき、決定されます。 			

◎ 奨励金は、これまで福祉活動、子育て支援、地域づくり、環境保全、防災・防犯など、多分野にわたって活用されており、その財源には、協働のまちづくり推進基金が活用されています。協働のまちづくり推進基金については24ページ、これまでの活用事業については25～29ページをご覧ください。

4 対象となる経費

・奨励金の対象となる経費は、対象事業を実施するために、直接必要と認められる経費で、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に支出される経費です。

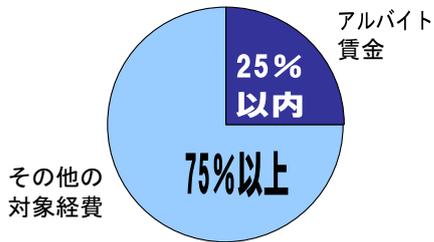
※奨励金交付前に終了する見込みの事業も応募可能です。

【対象経費の例】（○＝対象となる経費、×＝対象とならない経費、▲＝注意が必要な経費）

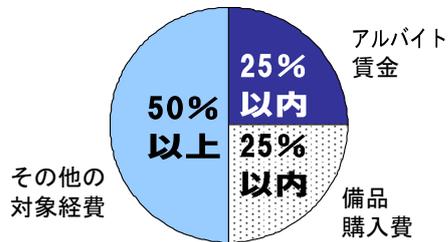
項目	摘要	①初動期	②若者	③まちづくり
謝礼	外部講師、協力者等の謝礼（金銭のみ）		○	
旅費	外部講師、協力者等の交通費や宿泊費 ※団体会員の視察旅費は対象となりません。		○	
消耗品費	文具や材料費		○	
印刷製本費	チラシやポスター（デザイン費を含む）、プログラム、報告書等の印刷経費		○	
通信運搬費	郵便等に要する経費		○	
広告料	新聞やSNS等による広告経費		○	
手数料	振込手数料など		○	
保険料	ボランティア保険料など		○	
委託料	事業実施に必要で、団体会員の技術では対応できない作業業務の委託費（人件費を含む） ※事業企画や運營業務等の委託費は対象となりません。		○	
会場借上料	会場代（設備使用料を含む）		○	
賃借料	機器・機材、車両等の借上げ料		○	
備品購入費	事業実施に直接関わるもので、管理責任や管理体制が明確であり、次年度以降の継続的な事業実施につながるもの ※申請時には、 <u>見積書または購入価格の分かるものを参考資料として添付してください。</u> ※団体の経常的な運営や事務管理のための備品（パソコン・プリンター・書棚等）は対象となりません。	○		▲ ※対象経費の25%以内
アルバイト賃金	団体会員以外の者が事業実施に直接関わる経費 ※団体の経常的な運営や事務管理のためのアルバイト賃金は対象となりません。			▲ ※対象経費の25%以内
人件費	団体会員に対する人件費		×	
飲食費	団体に負担すべき参加者および会員の飲食代 ※事業実施に必要と認められる飲食費は対象となります。		×	

※「▲＝注意が必要な経費（備品購入費、アルバイト賃金）」の算出にあたっては、下記の図および「市民奨励金制度Q&A」のQ19（22 ページ）を参考にしてください。

①初動期支援コース・②若者支援コース



③まちづくり支援コース



- ・領収証が無いもの、使途が不明なもの、団体の経常的な運営費など、交付の対象としてふさわしくないと認められる経費は、奨励金の対象となりません。
- ・審査により、対象経費の一部が減額される場合があります。

八戸市市民活動サポートセンター・ふれあいセンターわいく にぜひ登録を！



情報交流サロン

※打合せコーナー・パソコンコーナーの予約は必要となります。

開館時間
 ●月曜日～金曜日……午前9時～午後9時
 ●土曜日……午前9時～午後6時
 ●日曜日・休館日……日曜日、祝日・国民の休日(振替休日含む) 年末年始(12月29日～1月3日)
※その他、臨時休館となる場合がございます。HPやFacebookなどでお知らせします。

打合せスペース
 打合せや作業スペースとしてご利用できます。また、Zoom会議の利用も可能です。
(要予約・定員20名)

パソコンコーナー
 案内文や報告資料などの作成、住民活動に関する情報をネットで検索できます。(要予約)

ロッカー
 団体の資料やコピー用紙、文房具等を保管できます。(利用料＝月200円/台・要登録)

メールボックス
 他団体のイベントや助成金情報などの資料を受け取ることができ、きます。(無料・要登録)

住民活動図書コーナー
 住民活動に役立つ本を用意しています。毎年、新刊を追加しており貸出しも行っています。(要登録)
 DVDプレーヤーも設置しております。活動に役立つDVDや、自分たちの活動を収録したものを見るためにご利用ください。

ファックス
(同一の宛先へ)
 10枚まで10円

Free WiFi あります

助成金コーナー
 わいくに直ぐ助成金の情報やパンフレットを随時提示しています。また、助成金情報よ、わいくホームページでも見ることができます。

住民活動情報コーナー
 イベントのチラシやパンフレットを提示しています。自分たちの活動を他の団体に知ってもらうことができます。

あなたの活動をお手伝い

わいく交流会
 様々な活動を行っている住民活動団体・NPO団体のPR活動や、参加者間士の交流を通じ、住民活動への理解を深めます。なお交流会には一般の方も参加できます。

出前わいく
 圏域内のイベントに出向き、わいくの機能や登録団体の紹介、住民活動に関する情報提供など、多くの方に知ってもらう活動を行っています。

ホームページ
情報誌(WAIGU)
市民活動ハンドブック
メールによる情報提供

住民活動サポートボランティア活動の設立講座

住民活動・なんでも相談
 団体の立ち上げや運営に関する悩みなど
 毎月第3火曜日
 午後1時30分～午後3時30分

パソコンスキルアップ相談
 文書作成等に関する相談
 毎月第2火曜日
 午後1時30分～午後3時30分

ワークステーション

※ご利用にあたっては、予約が必要となります。

開館時間
 ●月曜日～土曜日……午前9時～午後9時
 ●日曜日・祝日・国民の休日(振替休日含む)……午前9時～午後6時
 ●休館日……年末年始(12月29日～1月3日)
※その他、臨時休館となる場合がございます。HPやFacebookなどでお知らせします。

印刷機 (要予約)
 1 原稿 100円 (250枚まで)。
 ※以降 250枚ごと 100円追加

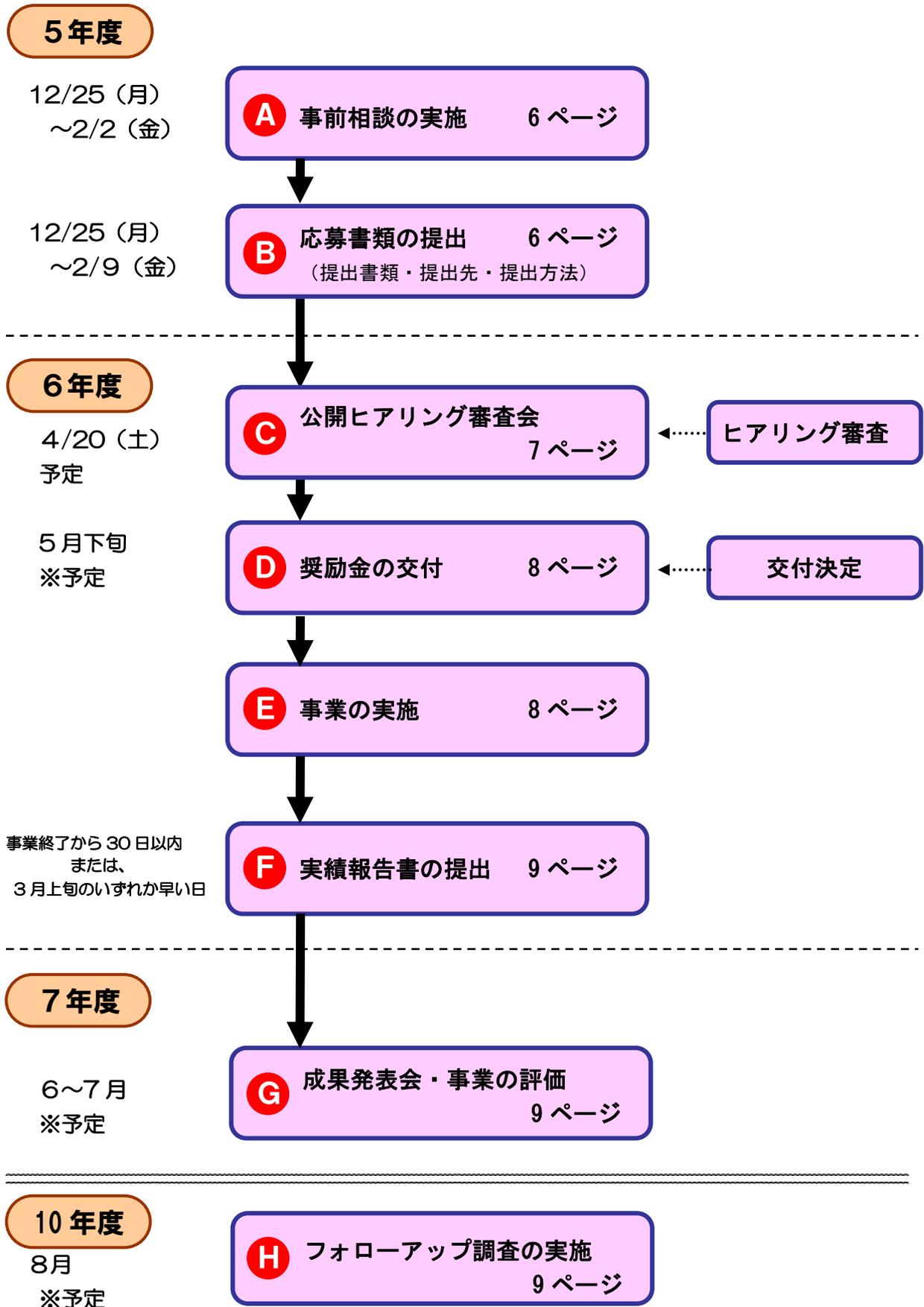
プリンター
 1 枚あたりの印刷料金は140円
 白黒印刷(片面)110円
 カラー印刷(片面)150円
※資料のコピーやパソコン利用時の印刷・インターネットからの印刷についても料金がかかります。

紙折機 (無料)

ペーパーカッター (無料)

★施設利用のほか、無料相談や情報提供など、市民活動サポートの拠点となっています！

5 応募から奨励金の交付までの流れ



A 事前相談の実施

■実施期間

令和5年12月25日（月）から令和6年2月2日（金）まで

■内 容

- ・作成段階の「企画提案書（第1号様式）、事業計画書（第2号様式）、事業収支予算書（第3号様式）」をもとに、市民連携推進課に事前相談をしてください。

※応募される団体は、事前相談が必須となりますので、ご注意ください。

企画案のご相談に随時応じますので、お気軽にお問い合わせください。平日の日中にご都合がつかない場合も、当課までご相談ください。（市民連携推進課 電話 43-9207）



B 応募書類の提出

■募集期間

令和5年12月25日（月）から令和6年2月9日（金）まで ※必着

■提出書類

- | | |
|------------------|--------------------------|
| ① 企画提案書（第1号様式） | ⑥ 団体構成員または役員の名簿 |
| ② 事業計画書（第2号様式） | ⑦ 団体のR6年度収支予算書（見込み可） |
| ③ 事業収支予算書（第3号様式） | ⑧ 団体のR5年度収支決算書（見込み可） |
| ④ 団体概要書（第4号様式） | ⑨ その他参考となる資料、市長が必要と認める書類 |
| ⑤ 団体の定款、規約または会則 | |

- ・提出書類の様式（第1号～第4号様式）は、市のホームページからダウンロードできます。
- ・提出書類を作成する際は、11 ページに記載の「応募書類 様式・記入のポイント」を、ご参照ください。
- ・備品購入を計画している場合は、見積書または購入価格の分かるものを添付してください。
- ・複数年計画事業の場合は、毎年度、当該年度の企画提案が必要となります。また、事業の全体計画のわかる資料（任意様式）を添付してください。
- ・提出された各種応募書類等の内容（個人情報を除く）は、公開ヒアリング審査会等で情報公開しますので、ご協力をお願いします。

■提出先

八戸市 総合政策部
市民連携推進課 市民協働グループ

〒031-8686
八戸市内丸一丁目1番1号（本館4階）
電話 0178-43-9207（直通）
0178-43-2111（内線2115、2119）
E-mail : renkei@city.hachinohe.aomori.jp

■提出方法

- ・上記の提出先へ、持参、郵送、メールいずれかで提出してください。
- ・持参する場合、平日の午前8時15分から午後5時00分までに提出してください。
- ・郵送する場合及びメールの場合は、**募集期間の最終日の必着**です。

C 公開ヒアリング審査会

… 令和6年4月20日（土）※予定

■内容

- ・応募書類に基づき、応募団体へ応募要件や内容について、公開でヒアリング（質疑応答等）します。
- ・応募団体は、必ず出席してください。
- ・公開ですので、他団体の審査を会場内で傍聴することもできます。
- ・審査は、有識者等の市民で構成する「八戸市協働のまちづくり推進委員会」が、下記の審査基準を踏まえ、総合的に審査します。
- ・審査結果については、後日文書により通知します。
- ・複数年計画事業の場合、2年目以降の審査において、継続助成の可否を審査します。

■審査方法

- ・応募団体へのヒアリング審査の結果をもとに、八戸市協働のまちづくり推進委員会において、各コース30点満点(5つの審査基準ごとに5点満点 ※公益性は10点満点)で採点します。
- ・まちづくり支援コースは、過去に応募団体へ交付したまちづくり支援コースの奨励金の実績回数に応じて点数を加算します。
- ・審査は、初動期支援コースと若者支援コースと、まちづくり支援コースの2つの区分に分けて行います。
- ・審査基準「公益性」の獲得平均点（選考員による評価点数のうち最高得点と最低得点を除いた点数の合計の平均点）が7割（7.0点）以上であり、各審査基準の獲得平均点の合計が概ね7割（21.0点）以上の対象事業のうち、点数の高い順に予算の範囲内で交付対象事業候補として選定します。

【審査基準】 以下の観点から、八戸市協働のまちづくり推進委員会で審査します。

審査基準 ①：10点満点 ②～⑥：5点満点	初動期支援コース	若者支援コース	まちづくり支援コース
①公益性	事業の効果の対象が特定の個人や団体に限定されておらず、多くの市民の利益につながる事業であるか ※地域コミュニティ活動団体の実施事業については、当該地域コミュニティ内の多くの住民の利益につながる事業であるか		
②有効性	地域の課題や市民ニーズを的確に捉え、課題解決やニーズを満たすことで、地域社会に貢献が期待できる事業であるか		
③実現性	スケジュール、予算及び実施体制が具体的かつ現実的であるか		
④将来性	団体の継続的な活動につながる事が期待できる事業であるか		助成のみに頼らず、団体の更なる発展が期待できる事業であるか
⑤協働性	NPO、ボランティア、民間企業、大学等と連携・協働する内容が組み込まれているか		NPO、ボランティア、民間企業、大学等と連携・協働する内容が組み込まれているか
⑥自発性		事業に取り組む姿勢に熱意や意気込みが感じられるか	

D 奨励金の交付 … 令和6年5月下旬

採択された団体には、別途、奨励金交付申請書や請求書等を提出していただきます。

E 事業の実施 … 令和6年度内

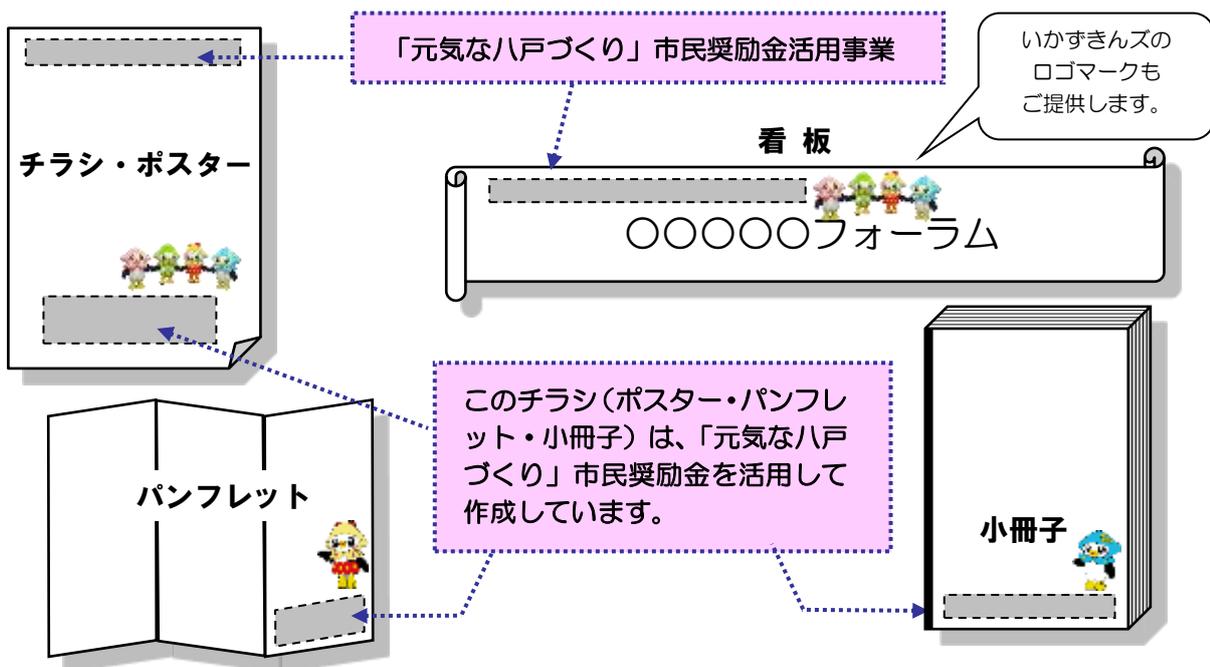
■事業実施にあたっての留意事項

- ・奨励金は、申請した事業の目的以外に使用することはできません。
- ・交付決定後、事業内容を変更する場合は、あらかじめ変更手続きが必要ですので、速やかに市民連携推進課（電話：43-9207）まで、ご連絡ください。
- ・事業実施にあたり、下記の点にご留意ください。
 - ① 適正な予算執行（物品等の購入における速やかな支出、領収証等の支払いに関する書類の保管）に努めてください。
 - ② 活動の記録（写真・チラシ・新聞記事等）を残すようにしてください。
- ・事業の実施状況について、10月末現在での状況報告書をご提出いただくほか、随時、見学や聞き取りをさせていただくことがあります。
- ・虚偽の申請があった場合等には、奨励金の交付を取り消す場合があります。

■「元気な八戸づくり」市民奨励金のPR

- ・事業実施にあたり、本奨励金を活用した事業であることを、チラシ等の印刷物、看板や成果物などに明記し、公表およびPRしてください。（下記参照）

「元気な八戸づくり」市民奨励金のPR（例）



F 実績報告書の提出

対象となる事業が終了してから30日、もしくは令和7年3月上旬（交付団体へ別途通知）のいずれか早い日までに、下記の書類を持参または郵送、メールにより、提出していただきます。

- ①実績報告書
- ②事業記録報告書
- ③事業収支決算書 ※事業にかかる経費についての領収証を添付
- ④団体の収支決算（見込み）書
- ⑤事業の様子がわかる資料（写真、新聞記事、チラシ、アンケート等）

G 成果発表会・事業の評価 … 令和7年6～7月頃 ※予定

- ・事業終了後、協働のまちづくり推進委員会の委員や市民の皆さんを交え、事業の成果や反省点等を紹介していただく活動成果発表会を公開で開催します。
- ・提出いただいた実績報告書と活動成果発表会の発表をもとに、協働のまちづくり推進委員会が事業を評価します。
- ・日程については、事業実施の翌年度（令和7年度）を予定しております。
- ・交付団体には、交付事業の成果や反省点、今後の事業実施の見通しなどを発表していただきますので、ご協力をお願いします。



H フォローアップ調査の実施 … 令和10年8月頃 ※予定

（複数年計画事業の実施年度は、奨励金交付事業の終了後、3年を経過した年度に実施）

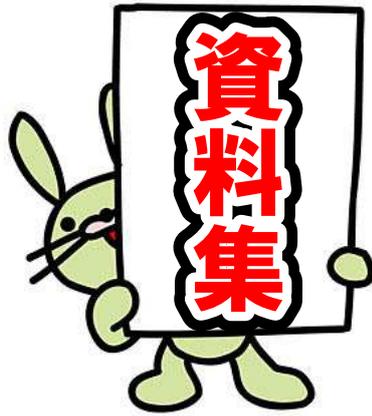
- ・奨励金交付事業の終了後、3年経過した団体を対象に、現在の奨励金交付事業の実施状況や今後の見通し、奨励金活用による効果などのフォローアップ調査を実施しますので、ご協力をお願いします。



市民連携推進課では事業の実施を応援します！

- ・事業実施に際してのお困りごと等、いつでもご相談に応じます。
- ・SNSへの掲載や関係団体への周知など、イベントの周知にできるかぎりご協力します。
- ・事業を取材し、市ホームページや広報はちのへ等で紹介するなど、団体の活動をPRします。





- ◆ 応募書類 様式・記入のポイント・・・・・・・・・・ 11 ページ
 - 第1号様式：企画提案書
 - 第2号様式：事業計画書
 - 第3号様式：事業収支予算書
 - 第4号様式：団体概要書
- ◆ 市民奨励金制度Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・ 18 ページ
- ◆ 過去5年分の奨励金交付事業(H29,30、R3~5) ・ 25 ページ
- ◆ 実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30 ページ

※応募書類（様式）は、市のホームページからダウンロードすることができます。どうぞ活用ください。

◆市ホームページ

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shiminrenkeisuishinka/kyodonomachizukuri/2/3073.html>

応募書類（様式）はこちらから →



市ホームページトップ

↳ 暮らし・手続き

↳ 協働のまちづくり

↳ 現在の事業

↳ 「元気な八戸づくり」市民奨励金制度

↳ 要領及び関係書類



応募書類 様式・記入のポイント

応募書類を記入する際は、こちらを参考にしてください。



別記

第1号様式（第5条関係）

「元気な八戸づくり」市民奨励金 企画提案書

令和6年 2月 1日

（あて先）八戸市長

提案者 団 体 所 在 地 八戸市根城四丁目△番口号
団 体 名 まちづくりボランティア「元気はちのへ隊」
代表者職氏名 代表 八戸 太郎

（担当者） 職氏名 事務局長 白浜 海江
連絡先 住所 〒031-0073
八戸市売市三丁目△番口号
TEL 71 - ××××
FAX 71 - ××××
mail dogu-8@ ~.ne.jp

押印不要です。

令和5年度「元気な八戸づくり」市民奨励金制度に次の

R6.4.1からR7.3.31までの期間で記入。
（準備期間や、報告書作成期間も含む。）

1 奨励金の種別	初動期支援コース・若者支援コース まちづくり支援コース ※提案するコースに○をつけてください。
2 事業名	元気まちづくりフォーラム開催 事業
3 事業実施期間	6年4月1日 から 6年11月30日まで
4 総事業費 (奨励金対象外経費を含む)	奨励金対象経費以外も含めた事業費 の合計額を記入してください。 210,000円
5 奨励金交付希望額	160,000円
6 提出書類	(1) 事業計画書（第2号様式） (2) 事業収支予算書（第3号様式） (3) 団体概要書（第4号様式） (4) 団体の規約・会則、名簿、収支予算書・決算書 (5) その他必要書類

事業計画書には、**今回、応募する事業の計画を記入**してください。
 ※貴団体の事業計画（全体）ではありませんので、ご注意ください。



第2号様式（第5条関係）

(2の1)

事業計画書

団体名	まちづくりボランティア「元気はちのへ隊」	
事業の名称	元気まちづくりフォーラム開催 事業	
事業の目的 （現状の課題や問題点など、この事業に取り組もうとしたきっかけや理由を踏まえて事業実施の目的を記入） 【審査の視点：公益性・有効性・自発性】	（現状の課題や問題点） （事業に取り組むきっかけや理由） （事業実施の目的）	・解決したい課題（現状）や背景 ・この事業に取り組むことになったきっかけは何ですか？ きっかけ、課題（現状）を踏まえ、事業実施することでどのような状態を目指すかを記入してください。
事業の内容 （どのような人のために、どのような内容・方法等で実施するか記入） 【審査の視点：公益性・実現性・協働性】	※より分かりやすく内容を伝えるために、次のポイントを中心に、記入してください。 □どのような人のために □いつ □どこで □どんなことを □どうやって 目的を達成するための内容、手法として矛盾がないか留意してください。 （新規または拡充して取り組む内容）※まちづくり支援コースのみ まちづくり支援コース申請の場合は、これまで実施してきた事業と比べて、どのような内容が新規または拡充なのか、明確に記入してください。	
事業実施により期待される効果 （この事業実施によって、市民や地域に対してどのような効果が期待されるかを具体的に記入） 【審査の視点：有効性】	各項目には「審査の視点」が書いてあります。（P7参照） 各項目の審査のポイントを意識して記入してください。 ※実施する事業によって目指す、または期待している効果を具体的に記入してください。	

※複数年計画（まちづくり支援コースのみ）の場合、当該計画のうち奨励金対象年度（単年度分）の事業計画のみを様式に記入してください。また、全体計画のわかる資料（任意様式）についても添付してください。

※その他提案する事業を理解するために参考となる資料などがあれば添付してください。

事業計画書

	日程(時期)	実施内容
<p style="text-align: center;">事業の スケジュール</p> <p>(準備作業から終了後の報告などまで、可能な範囲で具体的に時系列で記入)</p> <p>【審査の視点： 実現性】</p>	4月上旬	フォーラム会場の確保、担当者打合せ 広報HP作成
	5月	元気まちづくりフォーラム開催に向けて、〇〇大学 〇〇 〇〇氏と企画打合せ(公民館にて) 広報チラシ・ポスター作成、印刷発注
	6月下旬	まちづくり勉強会の実施
	7月	出演者・参加者説明会 チラシ・ポスターの配布
	8月26日	元気まちづくりフォーラム開催 ・対象者：まちづくり関係団体、一般市民 ・場 所：八戸ポータルミュージアムはっち はっちひろば ・内 容：元気な八戸を考えるフォーラム
	9月	参加者アンケートの集計、各種支払等
	10月	会議(参加者による振り返り)
	11月	報告書提出
<p>協働事業者の有無</p> <p>【審査の視点： 協働性】</p>	<p>(いずれかを○で囲んでください)</p> <p>あり (事業者名 〇〇大学 〇〇 〇〇氏) ・ なし</p>	
<p>事業に対する 他の助成金等の 有無</p>	<p>(いずれかを○で囲んでください)</p> <p>あり (助成金等名) ・ なし</p>	
<p>来年度以降の事業の展開・事業実施後の見通し</p> <p>(この事業実施によって、市民や地域に対してどのような効果が期待できるかを具体的に記入)</p> <p>【審査の視点： 将来性】</p>	<p>対象事業について、他の助成金制度に申請している場合は、その補助制度の名称を記入してください。 ただし、八戸市の他の補助金と併用することはできません。</p> <p>・この事業をどのように継続していくか、もしくはこの事業の効果をどのように生かしていくか(事業・団体の方向性) ・補助終了後の自立に向けた資金調達の見込みや経費についての工夫など(資金の見通し)</p>	

事業収支予算書

区 分		予算額	内 訳	
収入の部	市奨励金	160,000 円	対象経費 200,000 円 × 0.8 = 160,000 円 「初動期支援コース」及び「若者支援コース」は 10 万円以内（奨励金対象経費の 100%）、 「まちづくり支援コース」は 50 万円以内（過去に企画提案団体へ交付したまちづくり支援コースの奨励金の実績回数に応じた補助率 0回 : 対象経費の 80% 1回 : 対象経費の 70% 2回以上 : 対象経費の 60%）となります。 （1,000 円未満切り捨てで記入してください。）	
	他の団体等の助成金	円		
	会費収入 <small>団体会員からの会費</small>	円		
	事業収入 <small>参加者からの参加費、売上等</small>	円		
	寄付金	円		
	団体負担金	50,000 円		
	収入総額	210,000 円		
支出の部	消耗品費	21,000 円	資料用紙、インク、封筒等	
	印刷製本費	94,000 円	チラシ作成 2,000 枚	
	会場使用料	15,000 円	はっちひろば 9,770 円、他器具等	
	謝礼	20,000 円	講師 1 名	
	通信運搬費	20,000 円	チラシ送付用、連絡用切手代	
	看板作成費	30,000 円	フォーラム用	
		円		
	奨励金対象経費計	200,000 円		
	奨励金対象外経費	飲食費	10,000 円	会議用お茶、茶菓子代
			円	
		円		
奨励金対象外経費計		10,000 円		
支出総額	210,000 円	(奨励金対象経費)+(奨励金対象外経費)		

収入の合計と支出の合計が同じ金額になります。

※内訳には、具体的な算出根拠を記入してください。

※今回企画提案する事業に関する経費（希望する市奨励金を含む）のみ記入してください。

※複数年計画（まちづくり支援コースのみ）の場合、当該計画のうち奨励金対象年度（単年度分）の事業収支予算のみ記入してください。また、計画全体の収支予算がわかる資料（任意様式）についても添付してください。

貴団体の活動等について、
簡潔に記入してください。

第4号様式（第5条関係）

団 体 概 要 書

団体名	まちづくりボランティア「元気はちのへ隊」	事務所がない場合は、 事務局担当者または 代表者の住所を記入。
主たる事務 所の所在地	〒 039-1166 八戸市根城4丁目0-0 電 話 22-XXXX Fax 22-XXXX E-mail なし	組織として団体を設立 した時期を記入（法人 格がある場合は取得月 日も記入）。
設立年月日	30年 6月 1日（年 月 日法人化）	
設立目的 (100字以内)	定款・会則等に定められた団体の目的を100字以内に要約して記入。	
主な 活動内容 (100字以内)	団体の活動内容を簡潔に（箇条書き等で）記入。	
主な 活動場所	団体事務所（八戸市根城） 根城地域（公民館、児童館ほか）	正会員数を記入。
構成員	会員数（社員数）15人 役員数 7人 （会員以外にボランティア 人が協力）	監事・監査も 含めて記入。
予算・ 決算規模	今年度予算額 280,000 円 前年度決算額 190,000 円（※活動実績がある場合のみ記入）	6年度予算額を記入。
団体に対す る他の補助 金の有無	有・無 ※有の場合、具体的に 〔 〕	5年度決算額（未確定の 場合は、見込み額）を記入。
これまでの 活動の経 緯・実績	（時系列で箇条書き） ・ 貴団体にとって大きな成果が出た事業など主な活動実績を記入 例）30年 6月 まちづくりボランティア「元気はちのへ隊」設立 30年 7月～ 毎月1回勉強会を開催（場所：根城公民館） R元年 7月 まちづくりボランティア研修会開催（参加者30名） ・ ・ ・	
その他PR したいこと	団体の活動PRやこれまで活動しての成果、今後取り組んでみたいこ となどを記入してください。	

※団体の規約・会則、名簿（構成員または役員）、予算書、直近の決算書を添付してください。

※団体の活動を紹介するパンフレットなどがあれば添付してください。

【参考資料】 ※新たに団体収支予算書を作成する場合は、参考にしてください。

令和6年度 団体収支予算書(例)

(収入の部)

項目	金額(円)	内訳
会費収入	90,000円	年間5,000円×18人
事業収入	円	
市奨励金	160,000円	「元気な八戸づくり」市民奨励金 ※1,000円未満は切り捨てて記入。
寄附金	円	
前年度繰越金	30,000円	
収入総額	280,000円	

収入の合計と
支出の合計が
同じ金額になり
ます。

(支出の部)

項目	金額(円)	内訳
奨励金交付対象事業費	210,000円	
勉強会経費	60,000円	1回5,000円×12回
事務経費	10,000円	
	円	
	円	
	円	
支出総額	280,000円	

※予算書が確定していない場合は、団体収支予算書(見込み)という形で提出してください。

※収入の部は、今回希望する市奨励金を含んだものを記入してください。

※複数年計画(まちづくり支援コースのみ)の場合、当該計画のうち奨励金対象年度(単年度分)

【参考資料】 ※新たに会員名簿を作成する場合は、参考にしてください。

会 員 名 簿 (例)

No.	役 職	氏 名	備 考
1	会 長	八戸 太郎	
2	副会長	蕪島 鳥ノ助	
3	事務局長	白浜 海江	
4	会 計	種差 芝男	
5	監 査	縄文 国夫	
6			
7			
8			
9			
10			

団体の規約などに規定されている役員名等を記入してください。



「元気な八戸づくり」 市民奨励金制度

Q & A

■対象団体について

Q 1 対象団体（市民活動団体・地域コミュニティ活動団体）について具体的に知りたい。

A 対象および対象外の団体の主なものは、以下のとおりです。

組織の区分	対象	備考
市民活動団体	○	
NPO 法人	○	
一般社団・財団法人	×	制度的に存立基盤が確立されている団体であるため
公益社団・財団法人	×	//
中間法人（労働組合、生活協同組合、農業協同組合、商工組合など）	×	//
同好会・互助団体	△	共益的な団体であるため ※公益的な活動の場合は○
町内会・自治会	○	ただし、親睦事業は対象外
連合町内会・まちづくり協議会	○	//
PTA・子ども会・老人クラブ	○	//
民生委員・児童委員協議会	×	法定組織であるため対象外

その他、地域の各種団体については、NPO 法人の要件および方針を踏まえ、随時、判断いたしますので、お気軽に市民連携推進課へご相談ください。

【参考】NPO 法人の要件

- (1) 活動の要件：特定非営利活動促進法で定める 20 のいずれかの活動に該当する活動であり、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与すること（公益）を目的とする活動
- (2) 組織の要件：
 - ・ 営利を目的としないこと
 - （主なもの）
 - ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと
 - ・ 暴力団の統制の下にある団体でないこと
 - ・ 社員の資格の得喪に関して不当に条件を付さないこと

Q 2 実行委員会でも申請できますか？

また、実行委員会を新たに立ち上げた場合、初動期支援コースに申請できますか？

A 対象団体や対象事業の要件を満たしていれば、申請可能になります。

なお、対象事業については、奨励金が交付された年度以降も、継続的に行われる予定の事業であることが条件になります。

Q 3 初動期支援コースで、団体を設立して5年以内とは、法人格を取得してから5年以内も対象になりますか？

A 初動期支援コースは、活動の初動期における支援という観点から、新たに団体を設立してから5年以内の団体を対象としているものです。活動を継続している団体の名称が変わったり、発展的に法人格を取得した場合は、団体名称が変更する前の団体、または、法人格を取得する前の団体を設立した時点から5年以内となります。

令和6年度は平成31年4月2日から令和6年2月9日の間に設立した団体が対象になります。

Q 4 「主たる活動地域が八戸市内であること」という応募団体の要件がありますが、全県的に活動している団体の場合はどうなりますか？

A 全県的に活動している団体で、八戸市でも定期的に活動している団体であれば、たとえ他市での活動が多い場合でも、応募できます。

なお、最終的には、団体の活動内容や状況を見て、審査会で審査されます。

■対象事業について

Q 5 4月1日に事業に着手し、奨励金の交付がある5月に終了する予定の事業を考えています。この場合、応募することは可能ですか？

A 令和6年度中（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）に実施される事業が対象となりますので、奨励金の交付前に終了している事業や着手済みの事業も応募することができます。なお、完了した事業及び着手済みの事業についても、ヒアリング審査の対象となります。また、交付決定前に完了した事業の場合は、交付決定後、速やかに実績報告を提出していただく必要があります。

Q 6 同一事業に、市の別の補助金が入っている場合は、対象となりますか？

A 市の二重補助となるため、対象となりません。ただし、団体の運営経費や交付対象事業以外の事業に対する補助を受けている場合は、対象となる場合がありますので、市民連携推進課へご相談ください。

Q 7 事業を市内だけでなく、市外でも実施したいと考えています。この場合、対象となりますか？

A 市内で行う事業が対象となりますので、原則として、市外で実施する場合は、対象となりません。

ご不明な点が
ありましたら、
お気軽に
ご相談ください。



■対象経費について

飲食費

Q 8 講演会等の外部講師へのお茶代は、飲食費として計上できますか？

- A できます。外部講師へのお茶代など、事業実施に必要と認められる経費が対象となり、参加者等への「おふるまい」やお茶などは対象となりません。
- なお、熱中症対策として購入するドリンク類、塩飴、医薬品等は、補助対象となりますが、消耗品として扱います。

謝礼

Q 9 助成の対象となる謝礼とは何でしょうか？

- A 謝礼とは、活動実施にかかる外部講師・外部指導員等の個人に対し、金銭をもって、その指導や協力に対する謝意を表す際に必要となる経費のことです。ただし、応募団体または共催団体の役員や事務局職員に対する謝礼は、対象となりません。

Q10 会員への謝礼は対象経費になりますか？

- A 会員への謝礼が、団体スタッフとしての活動であれば、人件費となり対象となりません。ただし、会員から会の活動以外の特殊技能などの提供を受けたことに対する謝礼などの場合（団体のスタッフとしての関わりでない場合）には、対象となる場合もありますので、市民連携推進課にご相談ください。

Q11 事業実施にあたり、外部のボランティアをお願いしようと考えているが、外部ボランティアに対する謝礼は、対象になりますか？

- A 応募団体の外部にボランティアをお願いした場合の謝礼は、対象となります。

Q12 講師への謝礼を現金ではなく、菓子折り等を購入してお渡ししたいのですが、謝礼として計上できますか？

- A 原則として、謝礼は金銭で支払われたものが対象となります。生徒・学生のボランティア活動等に対して図書カード等（いわゆる金券）で支払う場合は、事前にご相談ください。

Q13 イベントに必要な機材を会場に運ぶため、会員のトラックを借用したいと考えています。謝礼として計上できますか。

- A 会員への謝礼は対象経費とはなりません。ただし、トラック等の賃借料については対象経費となります。

保険料

Q14 事業実施時のイベント保険やボランティア活動保険等は対象経費となりますか？

A 対象経費となります。なお、活動の中には、市の実施している八戸圏域住民活動保険制度の対象となる場合もありますので、市民連携推進課にご相談ください。

賃借料

Q15 事業実施の会場として、中心市街地の空き店舗を使用したいのですが、賃借料は対象経費になりますか？

A 事業実施の会場として利用する場合は、空き店舗の賃借料は会場借上料として見るため、対象経費となります。ただし、団体の事務所としての活用であれば、対象となりません。

備品購入費

Q16 研修会開催のため、備品を購入したいが、対象経費になりますか？

A 事業実施に直接かかわる備品購入費であれば対象となります。ただし、まちづくり支援コースの場合は、対象経費の25%以内となることに留意してください。

(備品の例)

パソコン、プリンタ、カメラ、書棚、机、椅子、時計、扇風機、脚立、三脚など

※上記の例になくても、長期の使用が可能のもの、管理を要するもの、1つあたりの単価が1万円以上のものは、備品として扱うことがあります。

その他

Q17 提案書の提出や公開ヒアリング審査会への出席にかかる資料等作成費用、交通費等の経費は、対象経費として認められますか？

A 提案書の提出や公開ヒアリング審査会にかかる経費は、事業実施に直接かかわる経費として認められないため、対象となりません。

Q18 事業実施にあたり、会員の市内移動にかかる交通費は、対象経費として認められますか？

A 会員にかかる経費は、組織の運営経費(人件費)にあたるため、基本的に会員の交通費は対象となりません。

対象経費の算出方法

Q19 第3号様式の事業収支予算書〔支出の部〕の記入にあたり、注意が必要な対象経費（備品購入費・アルバイト賃金）の算出方法について、教えてください。

A 具体例は下記のとおりです。なお、小数点以下の端数については「切り捨て」とします。対象経費について分からない場合は、お気軽にご相談ください。

★初動期支援コース（アルバイト賃金の 奨励金対象経費の算出方法）

○アルバイト賃金を除いた対象経費の合計の1/3が上限となります。

「アルバイト賃金」と「アルバイト賃金を除いた対象経費の1/3」を比較して、低い方の金額が対象経費になります。

- ・アルバイト賃金 円 …… A
- ・アルバイト賃金を除いた額 円 ÷ 3 = 円 …… B
- ・AとBを比較して、低い方の額 円 が対象経費に計上されます

例

総事業費 90,000 円のうち、アルバイト賃金が 30,000 円の場合

・謝礼	20,000 円	} アルバイト賃金を除いた額 60,000 円
・消耗品費	20,000 円	
・賃借料	20,000 円	
・アルバイト賃金	30,000 円	←……………

「アルバイト賃金を除いた額の 1/3」
60,000 円 ÷ 3 = 20,000 円
「アルバイト賃金」 30,000 円
を比較して低い方の額 20,000 円を計上

⇒ 対象経費は、8万円（謝礼2万、消耗品費2万、賃借料2万、アルバイト賃金 2万）
対象外経費は、1万円（アルバイト賃金 1万）と算出されます。

★まちづくり支援コース（アルバイト賃金と備品購入費の奨励金対象経費の算出方法）

○まちづくり支援コースにおける経費算出にあたっての注意点

- ・「その他の経費」とは、アルバイト賃金と備品購入費を除いた対象経費です。
- ・アルバイト賃金と備品購入費のどちらか一方しかない場合は、他方を「0円」として考えます。

○アルバイト賃金、備品購入費、その他の経費に分類します。

- ・アルバイト賃金 円 …… A
- ・備品購入費 円 …… B
- ・その他の経費 円 ÷ 2 = 円 …… C

- ① AとBの両方が、Cを超える場合 ⇒ 【例1】へ
- ② AかBのいずれか一方が、Cを超える場合 ⇒ 【例2】へ
- ③ AとBの両方が、Cを超えない場合 ⇒ 【例3】へ

【例1】 AとBの両方が、Cを超える場合

アルバイト賃金Aと備品購入費Bの両方が、その他の経費の1/2の額Cを超える場合
⇒ AとBの両方とも、Cと同額を計上

【例2】 AかBのいずれか一方が、Cを超える場合

アルバイト賃金Aと備品購入費Bのいずれか一方が、その他の経費の1/2の額Cを超える場合
⇒ Cを超えない方の経費は、当該経費の額
⇒ Cを超える方の経費は、
「その他の経費」と「Cを超えない方の経費」の合計の1/3の額

【例3】 AとBの両方が、Cを超えない場合

アルバイト賃金Aと備品購入費Bの両方が、その他の経費の1/2の額Cを超えない場合
⇒ AとBを比較して低い方の経費は、当該経費を計上
⇒ AとBを比較して高い方の経費は、
「AとBの低い方の経費」と「その他の経費」の合計の1/3と比較して小さい方の額を計上

■団体の収支予算書について

Q20 応募する時点で団体の予算・決算が確定していない場合、申し込みできませんか？

A ヒアリング審査まで期間があるので、確定次第、審査会へ提出する旨を書類に付記し、応募段階では(見込み)という形で提出ください。

■審査方法について

Q21 選考員が応募団体の構成員の場合、どのように審査の公平性を保つのですか？

A 応募団体の構成員に選考員が含まれている場合、その団体の審査に参加しないことで、公平性を保っております。

■事前相談について

Q22 応募する場合、事前相談が必須となっているが、電話やメールでも事前相談済みとみなされますか？

A 必須としている事前相談は、作成段階の「企画提案書（第1号様式）、事業計画書（第2号様式）、事業収支予算書（第3号様式）」の書類をもとに、対面での形式となります。（リモート可）

応募書類の記入の仕方や対象経費の計算方法など各種ご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。また、平日の日中にご都合がつかない方におかれましても、当課までお気軽にご相談ください。（市民連携推進課 電話 43-9207）



Q 協働のまちづくり推進基金って、何？

A この基金は、市民の皆さんや事業者の方々から寄せられた寄附金と同額を、市でも上乗せして積み立てる「マッチングファンド※」の仕組みを取り入れた基金です。皆さんのまちづくりへの思いが“2倍”になるこの基金は、市民活動や地域コミュニティ活動を支援する事業に活用されています。

※マッチングファンド

寄附などの際に、その寄附金に応じた金額を、企業や行政等が資金提供する仕組み。





過去5年分の奨励金交付事業 (H29, 30、R3~5)

※R2 新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止

R1 市制施行90周年記念事業 はちのへ市民チャレンジ応援補助金を実施

■平成29年度

初動期支援コース		
交付団体	事業名	事業内容
DIY 団体まちなかファクトリー	手すきフェルト DE 手仕事発掘事業	中心市街地での楽しさを創出し、活性化につなげることを目的とし、中心市街地で一般市民に向け、手すきフェルトを作成するワークショップを開催するとともに、指導者を育成する。
まちづくり支援コース		
交付団体	事業名	事業内容
湊地区再生まちづくり促進協議会	湊地区歴史文化産業ガイドブック作成事業	湊地区の歴史・文化・産業に関するガイドブックを作成し、湊地区各世帯等に配布する。ガイドブックを活用し、湊地区の歴史・文化・産業について次世代に語り継ぐことで、子どもから大人まで多くの方が興味を持って学習し、実際にその場所を訪ねる機会を促す。
はちのへ女性まちづくり塾生の会	趣味を楽しみながらの交流会「まんではっぴい」事業	シニア世代が自分らしく生き生きと暮らし、生きがいに繋げることを目的とし、シニアの仲間作り、交流できる居場所をつくるとともに、中心街の活性化に繋げる。



DIY 団体まちなかファクトリー



はちのへ女性まちづくり塾生の会

■平成 30 年度

初動期支援コース		
交付団体	事業名	事業内容
南部昔コキャラバン隊	八戸のお年寄りを元気にする「南部昔コ集読み聞かせ」事業	介護施設や独り暮らしのお年寄りに対し、幼少期から慣れ親しんだ南部弁の昔話を読み聞かせることにより、郷土への愛着と誇りを呼び起こし、活力としてもらうことを目的に、介護施設や公共施設等へ訪問し、南部昔コの読み聞かせを行う。
八戸古文書研究会	「遠山家日記」解説文制作事業	八戸市文化財や青森重宝の指定を受けるなど八戸の貴重な歴史的資料の「遠山家日記」は、解説が難解な為、127年のうち60年間分のみ書籍となっている。郷土八戸の歴史と文化への理解と愛着を深めるため、慶応2年分を書籍化する。
サマープロジェクト	野外食フェス in Hachinohe 事業	地元の魅力ある食材を提供し食のマーケティングやコミュニティの創出、八戸の魅力を発信することを目的とし、中心街のまつりんぐ広場で野外の食イベントとステージイベントを同時開催する。
八戸おやじサミット実行委員会	八戸おやじサミット開催事業	将来の地域を担う人財を育成するとともに、活動を通じ、父親の積極的な育児参加を推進することを目的とし、八戸地域のおやじの会及び父親委員会等の活動状況発表や情報交換を行う八戸おやじサミットを開催する。
まちづくり支援コース		
交付団体	事業名	事業内容
全国スポーツ流鏝馬八戸大会実行委員会	スポーツ流鏝馬で馬文化と歴史を知り地域愛を育てる！！	地域や中学校等と連携し、実際に馬やその文化に触れることで、八戸の歴史や馬文化への興味喚起、地元愛の醸成を目的として、スポーツ流鏝馬を櫛引八幡宮で開催する。
チャイルドラインあおもり八戸分室	わたしはどこで話せばいいの？子どもの心の居場所づくり事業	1人でも多く思い悩む子ども達の声を受け止めてられるよう、事業の周知及び電話受け手ボランティアの養成を目的とし、例年実施しているボランティア養成講座の1講座を公開講座として広く市民を対象に開催する。
村次郎の会	詩人 村次郎の詩精神の伝承により八戸の文化活動を活気づけ若い世代を勇気づける事業	八戸市出身の村次郎の詩精神を若い世代に伝承し、八戸の文化、歴史、民俗、芸能について啓発することを目的に、パンフレット・会結成10周年記念誌を発行するほか、各学校へ出前講座を実施する。
モレキュラーシアター	書とダンスの二連画公演事業	多文化都市八戸の推進の一助となることを目的とし、広く市民が芸術文化を親しめる「書とダンス」が融合するライブのほか、展示・トークセッション等を開催する。
はちのへ女性まちづくり塾生の会	消費者啓発活動事業「危ない！あなたは狙われています」～悪質商法から身を守ろう～	高齢者の消費者トラブルが増加傾向にあることから、市内の高齢者や地域の高齢者に関わる方々に対して、消費者トラブルを未然に防止する為の注意喚起及び意識啓発を目的とした講座を開催する。



南部昔コキャラバン隊



全国スポーツ流鏝馬八戸大会実行委員会

令和3年度

初動期支援コース		
交付団体	事業名	事業内容
八戸おやしサミット実行委員会	八戸おやしサミット開催事業	各学校のおよしの会及び父親委員会、保護者が抱えている問題や悩みを共有し、解決策を見つける機会の創出を目的とし、各学校の全ての保護者を対象に、基調講演、情報交換会を開催する。
海猫ふれんず	高校生対象「海猫ふれんず」ワークショップ事業	高校生の市民としての主体者意識や帰属意識を高め、人口流出の抑制やUターンの可能性を高めることを目的とし、市内高校生を対象に、高校生自らが八戸市の課題や魅力について考え、課題解決に向けて活動するワークショップを実施する。
NPO 法人地域活性化教育支援ネットワーク	(仮称) 元気な八戸づくり若者シンポジウム開催事業	八戸地域の課題やその解決に関する様々な提案を一同に会して発表できる機会の創出を目的とし、小学生から大学生までを対象に、シンポジウムを開催する。
八戸さんぽマイスター	「八戸のファンを広げよう」事業	八戸のファンをより増やすことで、地場産業の振興やまちづくりの推進に貢献することを目的とし、HP・SNS・リーフレットによるPR活動の強化や、観光客や市民に対する体験会の開催のほか、現在のコースのブラッシュアップを実施する。
NPO 法人 Earth as Mother 青森	未来の子供達につなぐ食育・食農・福祉のわ2021事業	食に対する見直しや、より良い生活・健康について考える機会の創出を目的とし、幼児から高齢者まで広く市民を対象に、食に関する映画上映とセミナーを開催する。
まちづくり支援コース		
交付団体	事業名	事業内容
Kids パフォーマンス劇場実行委員会	Kids パフォーマンス劇場 2022 事業	子どもがパフォーマンスを披露する機会創出を目的とし、広く市民を対象に、八戸市公会堂でパフォーマンス劇場を開催するほか、中高生を対象に、制作スタッフ体験ができるワークショップを実施する。
安藤昌益資料館を育てる会	安藤昌益資料館館内資料・展示物のリニューアル事業	江戸中期に八戸に居住していた思想家 安藤昌益の思想や生き方を全国や世界に発信し、地域の活性化と八戸のまちづくりに繋げることを目的とし、館内展示物の説明ボードの英語併記、英文版パンフレットや英語のナレーションによる説明DVDを作成する。
八戸藩御家流加賀美流正伝 流鎗馬再興会	八戸藩御家流加賀美流正伝 流鎗馬再興伝承事業	八戸藩の馬文化や伝統行事の継続を目的とし、地域住民や観光客を対象に、当時を再現した形で、騎射と流鎗馬の行事を実施する。
湊地区連合町内会	湊の坂道しるべ設置事業	坂道の由来や湊町の魅力を伝えることにより、歴史を掘り起こし、湊地区の活性化に繋げることを目的とし、坂道の名称の指標板やパンフレットを作成する。



海猫ふれんず



安藤昌益資料館を育てる会

令和4年度

まちづくり支援コース		
交付団体	事業名	事業内容
八戸市立第二中学校父母と教師の会	二中まちなかカレッジ ポスターボードアップデート事業	子どもたちが「街」のため「まちづくり」に関わる活動を通じ、課題解決に取り組む子どもの人材育成を図るため、第二中学校の生徒による商店街のポスターボード制作を行う。 また、ポスターボード制作を通じて、中心街の魅力や課題などの学びや考えを同年代の子どもを共有するため、市内中学生やその家族、教育関係者、まちづくり実践者を対象に、はっちを会場として講演会及びパネルディスカッションを開催する。
大館連合婦人会	自分たちでもできる避難所づくり体験事業	大館地区住民の防災への意識向上と、防災の取組への参画促進を目的として、同地区住民を対象に、避難所づくりに関するワークショップや、講師を招聘し避難所づくり体験を行う。 その後、実施訓練の参加者が講師となり、大館地区の町内会を対象に、避難所づくりを体験するワークショップを開催する。
リーバリー実行委員会	夏休み子どもワークショップリーバリー事業	子どものものづくりの体験の場と、地域の手仕事作家の活躍の場を提供するため、YS アリーナ八戸で夏休みの小学生を対象に、手仕事作家の方を講師に招き、数種類の作品制作を行うワークショップを開催する。



二中まちなかカレッジ



夏休み子どもワークショップリーバリー

「元気な八戸づくり」市民奨励金の活用事例のご紹介

八戸市ホームページにおいて、「元気な八戸づくり」市民奨励金の交付団体にインタビューし、団体の目的や発足のきっかけ、活動内容、新しい取組みのPRや市民の皆様へのメッセージをご紹介します。企画提案の参考にぜひこちらもご覧ください。

紹介コーナーはこちらから →



令和5年度

初動期支援コース		
交付団体	事業名	事業内容
これからの映画文化を盛り上げる会@青森	まちなか上映会事業	八戸市内唯一の映画館「フォーラム八戸」の閉館によって、市内で映画を見られる場所がなくなり、地域から映画文化のともしびが消えてしまう恐れがある。そこで、市民の皆さんに映画鑑賞することの楽しさを再提案するため、まちなかで映画上映会や参加型トークイベントを実施し、観客同士の新たなコミュニティの創出を目指す。
TEAM 響	歌って聴いて脳を活性化～音楽で認知予防、介護予防～事業	コロナの影響で、市民の外出機会や音楽イベントの機会が長らく失われてきたが、徐々に活動が再開されつつある。そのような中、公民館や施設などできるところから訪問し、大正琴の演奏を通して、施設や地域の方々に元気を届ける。
若者支援コース		
交付団体	事業名	事業内容
イカドンファミリー	イカドン活動持続化事業	館鼻岸壁朝市の黙認キャラクターである「イカドン」の活動を守るべく、市民活動団体「イカドンファミリー」を結成した。朝市の場で長く活躍してきたイカドンの修繕や運営管理の仕組みを構築するなど、活動を持続的なものにする事で、観光資源としてイカドンのファンあるいは八戸のファンを増やし、地域の魅力を発信する。
海猫ふれんず	海猫カフェ事業	若者の人口流出が深刻化する中、若者の地元への愛着や帰属意識を醸成することを目的として、「対話」をコンセプトとしたイベント「海猫カフェ」を複数回開催する。ゲストスピーカーを招聘し、ワールドカフェの手法を取り入れ、参加者の人脈・知見を広げ、今後の市民活動やキャリア選択に寄与する。
まちづくり支援コース		
交付団体	事業名	事業内容
高館地区連合町内会	たかだてカップバスケットボール大会で 地域人材を発掘育成 事業	高館小学校の部活動が地域主導へ移行する中、地区青年部が男女ミニバスケットボール部を運営することとなり、これをきっかけに保護者と青年部の接点が生まれた。当事業のミニバスケットボール大会を通して保護者と青年部の交流を深め、子育て世代である保護者が地域活動に参画するきっかけをつくり、地域コミュニティの活性化・活性化を図る。
特定非営利活動法人青い森の情報技術者育成研究会	キッズプログラミング教室事業	小中学校の児童・生徒に、プログラミングを身近なものと感じ、自分で操作できたという達成感を感じてもらえるよう、ドローンを用いた体験型のプログラミング教室を定期的で開催する。当事業を通して、小中学生がプログラミングに触れる機会を創出し、ITリテラシーの向上や将来のIT人材の育成などの効果を期待する。



まちなか
上映会



海猫カフェ



TEAM 響



たかだてCUP
バスケットボール大会

八戸市「元気な八戸づくり」市民奨励金制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民と行政の協働によるまちづくりの推進を目指し、市民が自主的に取り組むまちづくり活動に対して奨励金を交付する「元気な八戸づくり」市民奨励金制度（以下「本制度」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 「元気な八戸づくり」市民奨励金（以下「奨励金」という。）の交付対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、広くまちづくり活動を行っている市民活動団体（ボランティア団体、特定非営利活動法人等）又は地域コミュニティ活動団体（町内会、子ども会、PTA等）で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 初動期支援コース 次のすべてに該当するもの
 - ア 構成員が5人以上であること。
 - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
 - ウ 主たる活動地域が八戸市内であること。
 - エ 直近3か年分の法人の法人市民税、固定資産税及び軽自動車税を滞納していないこと。
 - オ 公共の利益に反する行為を行わない団体であること。
 - カ 暴力団（八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（八戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）の統制の下にある団体ではないこと。
 - キ 過去に初動期支援コースの奨励金の交付を2回以上受けていないこと。
 - ク 団体を設立して、5年以内であること。
- (2) 若者支援コース 次のすべてに該当するもの
 - ア 前号アからカまでに該当すること。
 - イ 過去に若者支援コースの奨励金の交付を2回以上受けていないこと。
 - ウ 概ね40歳以下の者で構成された団体であること。
- (3) まちづくり支援コース 次のすべてに該当するもの
 - ア 第1号アからカまでに該当すること。
 - イ 過去に同一事業について奨励金の交付を受けていないこと。ただし、事業計画が複数年にわたる事業（以下「複数年計画事業」）の場合については、この限りでない。

(対象事業)

第3条 奨励金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、不特定多数のものの利益の増進を目的として、対象年度中に自主的に行われる八戸市の地域課題の解決につながるまちづくり活動に関する事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 初動期支援コース 団体の継続的な事業
 - (2) 若者支援コース 団体の継続的な事業
 - (3) まちづくり支援コース 市民活動や地域活動の活性化に資する事業で、新たに取り組むもの又は従来取り組んでいた活動を拡充して実施するもの。ただし、複数年計画事業の場合にあっては、対象となる事業期間については、連続する3年間を限度とする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する事業については、奨励金の交付を受けることができない。
- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業
 - (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業
 - (3) 政治活動又は宗教活動
 - (4) 営利のみを目的とする事業
 - (5) その他奨励金の交付対象として適当でないと認められる事業

(対象経費及び奨励金の額)

第4条 奨励金の対象となる経費は、対象事業の運営に必要な消耗品購入費、通信運搬費、印刷製本費及び謝礼に要する費用のほか、当該対象事業の実施に要する費用のうち市長が認めるものとする。ただし、次に掲げる経費は、奨励金の対象としない。

- (1) 人件費（アルバイト賃金を除く。）
- (2) 飲食費（当該対象事業の実施に必要と市長が認めるものを除く。）
- (3) 視察旅費
- (4) 対象経費の25パーセントを超える備品購入費（まちづくり支援コースに限る。）
- (5) 対象経費の25パーセントを超えるアルバイト賃金
- (6) その他奨励金の交付対象として適当でないと認められる経費

2 奨励金の額は、別表のとおりとする。

(対象事業の企画提案の募集)

第5条 当該奨励金の交付を受けようとする団体は、所定の申込期間内に次に掲げる書類を市に提出しなければならない。

- (1) 「元気な八戸づくり」市民奨励金企画提案書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 事業収支予算書（別記第3号様式）
- (4) 団体概要書（別記第4号様式）
- (5) 団体の定款、規約又は会則
- (6) 団体構成員又は役員の名簿
- (7) 団体の収支予算書及び直近の収支決算書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、初定期支援コース、若者支援コース及びまちづくり支援コースを通じ、複数の申し込みをすることはできない。

3 まちづくり支援コースの複数年計画事業の場合は、単年度ごとに申し込みをするものとする。

(企画提案の審査及び選考)

第6条 市長は、企画提案のあった対象事業の選考に当たり、八戸市協働のまちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）に意見を求めるものとする。

2 推進委員会は、必要に応じて委員会を開催し、別に定める審査基準により企画提案の内容を審査し、その結果を市長に報告するものとする。

3 市長は、第1項の推進委員会の意見を基に企画提案の審査及び選考を行うものとし、その結果については、速やかに企画提案団体に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第7条 奨励金は、毎年度予算の範囲内において交付するものとする。

2 奨励金の交付に関し必要な事項は、毎年度予算に応じて市長が別に定める。

3 奨励金の交付を受けた団体（以下「奨励金交付団体」という。）は、事業の実施に当たり、本制度の活用事業である旨の周知に努めなければならない。

(事業の評価)

第8条 奨励金交付団体は、奨励金の交付を受けた事業（以下「奨励金交付事業」という。）の内容及び実施状況について、市長が定めるところにより事業報告を行うことができる。

2 市長は、奨励金交付団体及びその他の関係者の出席を求めて、公開により事業の成果報告会を開催するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事由により開催できない場合については、この限りでない。

3 推進委員会は、前2項の事業報告及び成果報告会を基に、事業の評価を行うものとする。

(制度実施状況の公表)

第9条 市長は、対象事業の企画提案の受付状況、企画提案した団体の名称、企画提案の内容、推進委員会での審査結果、奨励金交付事業の内容、実施状況、成果及び評価結果の概要等について、原則として、ホームページ等で公開するものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか本制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成18年6月16日から実施する。

2 令和2年度において第5条第1項各号に規定する書類を提出した団体に対する令和3年度における奨励金の対象団体に係る第2条第1号の規定の適用については、同号キ中「5年以内」とあるのは「6年以内」とする。

附 則

1 この要領は、平成20年2月1日から実施する。

2 改正後の要領の規定は、平成20年度以降に実施する事業について適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成27年12月4日から実施する。

2 改正後の要領の規定は、平成28年度以降に実施する事業について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 12 月 26 日から実施する。
- 2 改正後の要領の規定は、平成 29 年度以降に実施する事業について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 11 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要領の規定は、平成 30 年度以降に実施する事業について適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 12 月 18 日から実施する。
- 2 改正後の要領の規定は、令和 3 年度以降に実施する事業について適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 11 月 17 日から実施する。
- 2 改正後の要領の規定は、令和 4 年度以降に実施する事業について適用する。

別表（第 4 条関係）

区分	補助率	補助限度額
初動期支援コース	対象経費の 10 分の 10	10 万円
若者支援コース		
まちづくり支援コース	奨励金の企画提案団体に対して過去に交付したまちづくり支援コースの奨励金の実績回数に応じた補助率 0 回 …対象経費の 10 分の 8 1 回 …対象経費の 10 分の 7 2 回以上…対象経費の 10 分の 6	50 万円※

※ まちづくり支援コースについては、複数年計画事業の場合は、対象事業の期間を通じて 50 万円を限度とする。



八戸市 総合政策部 市民連携推進課 市民協働グループ

住所 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号（本館4階）
電話 0178-43-9207（グループ直通）
0178-43-2111（代表・内線2115、2119）
FAX 0178-47-1485
Eメール renkei@city.hachinohe.aomori.jp

